

「やまがたチェリサポ職員制度」～愛称「チェリサポ」～について

1 制度の趣旨

本県を代表する農産物であるさくらんぼは、収穫時期に集中して多くの労働力が必要となることから、**労働力不足が大きな課題**となっています。

県では、職員有志による収穫作業のボランティア活動の推奨等、さくらんぼの収穫等に係る労働力不足の解消に努めてきましたが、それでもなお人手不足の現状が続いていることから、令和4年度からさくらんぼの収穫作業等に限定し、県職員が副業として協力しやすくする「**やまがたチェリサポ職員制度**」を導入しました。

今年度も、昨年度に引き続き同制度を運用してまいりますので、多くの職員の方に御協力いただきますようお願いいたします。

2 制度の概要

(1) 対象期間及び対象作業

さくらんぼの収穫だけでなく、摘果や葉摘みなど多くの労力を必要とする作業にも従事できるよう、GWから実施。

- ・対象期間：5月3日（金・祝）から7月15日（月・祝）まで
- ・対象作業：さくらんぼの収穫・出荷調整作業等（葉摘みなど収穫前の作業も対象）

(2) 労働時間の上限及び従事条件

- ・1週間当たり8時間かつ1か月当たり30時間を超えないこと
また、平日の勤務時間外に従事する場合は、1日当たり3時間を超えないこと
- ・土日、祝日等または平日の勤務時間外であること（※年休取得による従事は対象外）
- ・さくらんぼ生産者等への補助金交付事務を担当する等、利害関係が生じるおそれのある職員でないこと
- ・時給1,500円以下であること

3 具体的な申請手続き

「やまがたチェリサポ職員制度」を活用してさくらんぼ収穫作業等に従事する場合は、以下により手続きを行います。

- (1) 「営利企業等従事許可申請書」を、所属長を經由して総務部に提出
- (2) 総務部において申請内容を審査し、許可
- (3) 『やまがた農業ぷちワーク』のアプリ「daywork」等を活用して、働き先の農家を探す（※知人等からの紹介で働く場合も対象）
- (4) 実際に作業に従事（終了後、アンケートに御協力願います）

4 さくらんぼ収穫作業等の仕事先について

県では、農業の人手不足解消に向けた新たな取組みとして、1日農業バイトアプリ「daywork (デイワーク)」を活用し、人手が必要な生産者と働き手を結ぶ『やまがた農業ぶちワーク』の取組みを推進しています。

本アプリは、簡単な利用登録を行うことで誰でも無料で利用することができ、土日や早朝だけなど、1日や時間単位でさくらんぼの収穫作業等の仕事を探すことができるため、本制度に適したツールとして利用を推奨するものです。

※『やまがた農業ぶちワーク』紹介ページは以下のとおりです。

【URL】(県ホームページにつながります。)

<https://www.pref.yamagata.jp/140034/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/shien/roudouryoku.html>

【QRコード】



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。



5 前年度の制度活用状況

(1) 作業従事人数等

- ・ 営利企業等従事許可を受けた職員 … 56名
- ・ 実際に作業に従事した職員 … 38名
- ・ 延べ作業従事日数 … 168日

(2) アンケート結果 (回答数 56名/許可人数 56名)

今後も制度を利用して働くことを希望した職員の割合 … **93** %

(感想)

- ・ さくらんぼへの関心が高まった
- ・ 農業労働力不足を考えるきっかけになった
- ・ 気分転換、リフレッシュになった

6 全国における営利企業等従事制度を活用した職員の農作業従事の取組事例

- 和歌山県有田市：みかんの収穫作業等 (令和2年9月～)
- 青森県弘前市：りんごの収穫作業等 (令和3年10月～)
- 長野県：「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」(農作業従事も含む)
(平成30年9月～、令和4年4月に基準明確化)
- 山形県内：寒河江市、山形市・上山市※・天童市・東根市・南陽市※
さくらんぼの収穫作業等 (※上山市と南陽市はさくらんぼに限定せず)